

SSI TECHNOLOGIES, LLC v. DONGGUAN ZHENGYANG ELECTRONIC MECHANICAL LTD.事件、上訴番号 2021-2345、2022-1039 (CAFC、2023年2月13日)。Reyna裁判官、Bryson裁判官、Cunningham裁判官による審理。ウィスコンシン州西部地区地方裁判所(Peterson裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

SSI社は、燃料タンク内の流体の特性を判断するためのセンサーに関する特許を侵害しているとしてDZEM社を提訴した。対象特許の1件には、フィルターの特徴を記載するクレームが含まれていた。地方裁判所はDZEM社のクレームの解釈案を採用し、被疑製品は「多孔質(porous)」ではないため、クレームに記載のフィルターを含まないとして、DZEM社に対して非侵害であるとする正式事実審理なしでの判決(summary judgment)を出した。SSI社はこれを不服として上訴した。

争点/判決:

地方裁判所がDZEM社に対して非侵害であるとする正式事実審理なしでの判決(summary judgment)を出したことは誤りであったか。然り、原判決は取り消しとなり、本件は差し戻しとなった。

審理内容:

クレームには、「感知領域を覆うフィルターであって、流体の液体部分が感知領域に入ることを可能にし、流体の1つまたは複数のガス気泡が感知領域に入ることを実質的に防ぐように構成されているフィルター(a filter covering the sensing area, the filter configured to allow a liquid portion of the fluid to enter the sensing area, and substantially prohibit one or more gas bubbles of the fluid from entering the sensing area)」と記載されていた。DZEM社の被疑センサーは、ゴム製のカバーの裏側に4つの小さな開口部があり、それぞれの大きさは約2 mm x 10 mmであった。

地方裁判所は、DZEM社の「フィルター(filter)」の解釈案を採用し、この用語は、開口部を定義する多孔質構造体で、構造体を通過する液体またはガスから開口部より大きな不純物を除去するように構成されたものを意味すると解釈した。地方裁判所は、DZEM社のゴム製のカバーの開口部を「比較的大きい(relatively large)」とし、特許に開示されている開口部を「微小(tiny)」とした。地方裁判所は、有効開口サイズが微小100ミクロンであることを示した、フィルターに関する明細書の議論を参照した。地方裁判所は、DZEM社のカバーは多孔質表面を通して流体を絞ることでガス気泡を排除するものではないと判断し、ゴム製のカバーは「多孔質(porous)」ではないため、DZEM社はクレームを侵害しないとした。

CAFCは、地方裁判所の判決に同意せず、DZEM社の解釈を適用することに異議を唱えた。CAFCは、明細書の各実施形態がメッシュフィルターを使用していることを認定したが、明細書が開口部の特定の大きさを要求しているとは解釈しなかった。DZEM社のカバーの開口部は、クレームに記載の機能、すなわち、流体の1つまたは複数のガス気泡が感知領域に入るのを実質的に防ぐことだけを実行すればよい、としたのである。CAFCは、「フィルターの開口部が、少なくともいくつかのガス気泡が感知領域に入るのを防ぐのに十分小さい限り、開口部は特定の最大サイズより小さくする必要はない(as long as the openings in the filter are small enough to prevent at least some gas bubbles from entering the sensing area, the openings need not be smaller than any particular maximum size)」と述べた。

従って、CAFCは、この問題に関して、取り消しおよび差し戻しとした。